

静岡県告示第444号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月27日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 磐田市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
6月7日(月)	午前11時～午後4時	磐田市豊岡支所	磐田市下野部48
6月8日(火)	午前10時～午後4時		
6月9日(水)	午前10時～午後4時	磐田市竜洋支所	磐田市岡729-1
6月10日(木)	午前10時～午後3時		
6月11日(金)	午前10時30分～午後3時	磐田市向笠交流センター	磐田市向笠竹之内372-1
6月14日(月)	午前11時～午後4時	磐田市福田支所	磐田市福田400
6月15日(火)	午前10時～午後4時		
6月16日(水)	午前10時～午後4時		
6月17日(木)	午前10時～午後3時		
6月18日(金)	午前10時30分～午後3時	磐田市南交流センター	磐田市下岡田142-1
6月21日(月)	午前10時30分～午後3時	豊田福祉センター	磐田市弥藤太島500-1
6月22日(火)	午前10時30分～午後3時		
6月23日(水)	午前10時30分～正午 午後1時～午後3時		
		磐田市岩田交流センター	磐田市勾坂上615-1
6月28日(月)	午前10時30分～午後3時	遠州中央農業協同組合東部支店	磐田市鎌田743-5
6月29日(火)	午前10時30分～午後3時	磐田市見付交流センター	磐田市見付2385-10
6月30日(水)	午前10時30分～午後3時		
7月1日(木)	午前10時30分～午後3時	磐田市役所（iプラザ駐車場）	磐田市国府台57-7
7月2日(金)	午前10時30分～午後3時		

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和3年6月1日から令和3年11月30日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会